

果樹共済の引受方式

公益社団法人全国農業共済協会（NOSA I 協会）

引受方式		内容	
半相殺方式	減収総合方式	果実の減収量が基準収穫量の3割（4割、5割）を超えた場合に共済金を払う仕組み	
		一般方式	通常の共済責任期間の損害を補償
		短縮方式	短縮された共済責任期間のみの損害を補償
	特定危険方式（注3）	特定の共済事故による果実の減収量が基準収穫量の2割を超えた場合に共済金を支払う仕組み	
		減収暴風雨方式	一定基準以上の暴風雨による損害を補償
		減収ひょう害方式	ひょう害による損害を補償
		減収凍霜害方式	凍害または霜害による損害を補償
		減収暴風雨・ひょう害方式	一定基準以上の暴風雨またはひょう害による損害を補償
減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	一定基準以上の暴風雨、ひょう害または霜害による損害を補償		
全相殺方式（注2）	減収総合方式	果実の減収が基準収穫量の2割（3割、4割）を超えた場合に共済金を支払う仕組み	
	品質方式	果実の減収量及び品質の低下による減収量が基準収穫量の2割（3割、4割）を超えた場合に共済金を支払う仕組み	
災害収入共済方式（注2）		農家ごとに、果実の減収または品質の低下があり、かつ生産金額が基準生産金額の8割（7割、6割）に達しない場合に共済金を支払う仕組み	
地域インデックス方式		農家ごとに、統計データによる収穫量が支払開始損害割合1割（2割、3割）を超えて減少した場合に、共済金を支払う仕組み	
樹園地単位方式（注3）	減収総合方式	果実の減収量が基準収穫量の4割を超えた場合に共済金を支払う仕組み	
		一般方式	通常の共済責任期間の損害を補償
		短縮方式	短縮された共済責任期間のみの損害を補償
	特定危険方式（注3）	特定の共済事故による果実の減収量が基準収穫量の3割を超えた場合に共済金を支払う仕組み	
		減収暴風雨方式	一定基準以上の暴風雨による損害を補償
		減収ひょう害方式	ひょう害による損害を補償
		減収凍霜害方式	凍害または霜害による損害を補償
		減収暴風雨・ひょう害方式	一定基準以上の暴風雨またはひょう害による損害を補償
減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	一定基準以上の暴風雨、ひょう害または凍霜害による損害を補償		

- ・半相殺方式：農家単位で、被害樹園地の減収分のみにより損害を把握する仕組み
- ・全相殺方式：農家単位で、増収分と減収分とを相殺して損害を把握する仕組み
- ・樹園地単位方式：樹園地単位に、被害樹園地の減収分により損害を把握する仕組み

（注1）補償割合及び支払開始損害割合は、農家を選択します。

（注2）全相殺方式や災害収入共済方式への加入については、青色申告者や収穫量の相当部分を客観資料等によって適切に確認できる農家に限定しています。